

豊中市生成AIを活用した子育て世帯向け相談チャットボット構築・運用業務委託にかかる公募型プロポーザル 質問と回答について

No.		質問内容変換	回答
1	仕様書 5 委託業務内容について	令和7年度実証報告書にて「RAGシステムの改善が不可欠」「豊中市の子育て支援サービスデータ・窓口情報・専門家Q&Aデータを統合したRAG対応ナレッジベースの構築を最優先課題」と明示されているが、本格実装にあたり、現時点で市が保有・提供可能な構造化データの整備状況および提供形式（CSV・JSON・PDF等）は何か。	現時点においては、提供可能なデータは主に子育て関連施策情報（例：子育て情報誌『みんなで』）となります。 なお、本業務においてRAGシステムの利用は必須要件としていませんが、提案内容に応じて必要なデータ提供については、本市が保有する範囲で対応可能なものを原則提供します。 提供データの内容・形式およびデータ整備の役割分担については、提案内容を踏まえ、受託者と協議の上で決定します。なお、データ形式に制限があるのであれば、提案時に示してください。
2	仕様書 5 委託業務内容について	昨年度までの実証にて用いたRAGのデータソース等（市の情報としては子育て情報誌『みんなで』）の利用は可能か。また実証にて利用されていたデータの再整備については、受託者の責任範囲となるのか。加えて最新データ、デジタル形式での提供はされるのか。	本チャットボットを構築する上で、提案上必要なデータについては、可能な限り市にて用意し提供します。また、子育て情報誌『みんなで』の情報については、昨年度デジタル版を整備しております 【リンク先】 https://erapo.jp/toyonaka-hagukumi/site/pages/minnade.aspx
3	仕様書 5.2.2 共通要件について	仕様書 5.2.2 共通要件 ウ「生成AIに指示する内容のテンプレートを管理できること」について豊中市側で指定される仕様があるか。	当該テンプレートの管理方法や形式について指定はありません。
4	仕様書 5.2.2 共通要件について	システムプロンプトをExcel等の外部ツールで管理し、運用時にチャットボットへ反映する形式での実装は許容されるか。	管理者側のプロンプト管理の運用において、品質およびデータ管理等において十分な内容であれば問題ありません。
5	仕様書 5.2.4 利用促進及び周知について	「市公式LINEからシステムを利用できること」は本業務の必須要件か。それとも市公式LINEから本システムへ導線を設ける告知レベルの連携で要件を満たすとの理解でよいのか。	こちらは取り組み内容の例示であり、必須要件ではありません。
6	募集要領 3参加する者に必要な資格(4)について	豊中市として参考にされている他自治体の類似システム導入事例があるか。	類似システムについては、自治体等に導入された、市民向けの生成AIを用いたシステム全般と考えています。
7	その他	本業務の契約形態について、準委任契約と請負契約のいずれを想定されているか。あわせて、契約書において想定されている主要条項（仕事の完成義務、契約不適合責任、再委託の取扱い等）の概要を示せ。	本件については、請負契約を想定しています。 また、契約書の各条項については下記のリンク先を参考にしてください。 【リンク先】 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/keiyaku/tetsuduki/keiyakusyoriuibuppin.html
8	その他	提案するAIアーキテクチャおよびそのコンポーネントに係る知的財産権について、提案者が所有権または適切な実施権を有していることの確認・保証は契約上求められるか。	知的財産権については、契約上、下記のように示されます。 受注者は、発注者に対し、委託業務の成果品が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益）等を侵害していないことを保証する。 受注者の成果品が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果品の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果品を発注者に無償で納入しなければならない。
9	その他	これまでの実証実験を実施した事業者は、データおよび知見をすでに保有しており、新規参入者と比較して実質的な情報優位にかと思うが、本プロポーザルへの参加にあたり、すべての応募者が同等の条件で提案できるよう、豊中市として公平性をどのように担保されるのか。	本業務は特定の既存システムの継続利用を前提とするものではなく、新規構築または既存資産の活用を含めて提案を求めています。また、実証事業において得られた知見については、報告書として公開しており、すべての事業者が参照可能な情報として提供しています。 提案にあたっては、これらの公開情報や各事業者の知見・工夫を踏まえた内容を求め、その内容について総合的に評価します。また、本条件は必須条件となります。